

# 仕 様 書

委託業務名 令和8年度佐賀県立博物館（岡田三郎助アトリエ、茶室を含む）・  
美術館警備業務

所在地 佐賀市城内1丁目15番23号 佐賀県立博物館・佐賀県立美術館

## 1 警備の方法

常駐警備及び機械警備とする。

## 2 警備の目的

- (1) 施設、設備等の安全確保
- (2) 不法、不良行為の発見、探知、防止及び排除
- (3) 火災、盗難、事故等の防止及び処置

## 3 警備の主眼

- (1) 施設及びその敷地内の不良行為者、不審者、潜伏者、不法侵入者の発見、探知及び排除
- (2) 門扉等（出入口等）施錠（開錠）すべき箇所の点検処置
- (3) 施錠、設備、現金、品物、器具及び重要書類等の火災盗難、毀損加害行為の防止
- (4) 隣接地帯から波及する危険性の探知予防
- (5) その他の非常事態発生時における緊急連絡及び処置

## 4 重要点検設備箇所

- (1) 当館への出入者の点検処置
- (2) 施錠（開錠）すべき窓、扉、シャッター、門等の点検処置
- (3) 潜伏可能場所の点検
- (4) ガス器具、暖房器具の火災等の点検処置
- (5) 水道、蛇口及び水漏れの点検処置
- (6) 消火器及び消火栓の点検処置
- (7) 電源、照明灯及び不要電灯の点検処置
- (8) 危険物、可燃物、貯蔵庫周辺の異常の有無点検処置

## 5 警備員の義務

業務中又は、業務に関して知り得た事項は、公私にかかわらず、絶対漏らしてはならない。

## 6 警備要領

### (1) 警備体制及び勤務時間

① 警備員の配置については、昼間、夜間ともに常駐2名以上とする。

ただし、休館日の昼間は、常駐1名以上とする。

### ② 警備の勤務時間

開館日 昼間 9:00～18:00、夜間 18:00～翌9:00

休館日 昼間 9:00～18:00、夜間 18:00～翌9:00

(2) 警備の実施時間中は、制服制帽を着用すること。

(3) 常駐警備は、併せて不定時巡回を行うこと。その他警備要領については、別に定める博物館・美術館常駐警備実施計画表によるものとする。

(4) 毎日の警備状況について、翌朝に警備報告書を提出し、館の確認を受けること。

(5) 非常事態発生の際は、緊急要員を当該物件に急行させ確認するとともに警察署、消防署等の関係所轄署と連絡を密にし、必要な措置をとること。当館の定めに従い連絡報告を行うこと。

(6) 当館制御室内にある防犯・防災設備からの異常信号を、警備会社の管制室にて受信するための通報機器を設置すること。

(7) 各種警報機器類は、中央制御室において集中制御方式となっているため、機器管理の経験者を従事させること。

(8) その他、当館の駐車場において不測の事態が発生したときは、速やかに対応にあたること。

## 7 警備巡回範囲

別添「佐賀県立博物館・佐賀県立美術館 周辺地図」のとおり

## 8 賠償事項

警備は事故の予防並びに事故の早期発見を目的とするため、明らかに会社及び会社使用人の責めに帰すべき事由により蒙った損害については、会社がその賠償の責めを負う。

## 9 その他注意事項

(1) 巡回中、警備員相互の連絡については、確実に連絡がとれる体制（トランシーバー、携帯電話等）を整え、その費用については、受託者の負担とする。

(2) 警備に従事する職員の駐車場については、別途確保すること。

## 10 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで